

財政援助団体等監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査の結果（令和3年10月28日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第14項の規定により公表する。

令和3年12月14日

山形市監査委員	玉	田	芳	和
同	村	山	秀	幸
同	菊	地	健	太郎
同	武	田		聡

(様式)

生福 第 815 号
令和3年11月30日

山形市監査委員 様

山形市長 佐藤孝弘

財政援助団体等監査結果についての措置状況（通知）

令和3年10月28日付けで通知のあった財政援助団体等監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

団体名及び 所管部課名	監 査 の 結 果	措 置 状 況
社会福祉法 人友愛会	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する 事項があったので、適切な措置を講じ られたい。	
福祉推進部 長寿支援課、 障がい福祉 課	1 会計経理事務において、団体の決算における計算書類(貸借対照表及び収支計算書)、その附属明細書、財産目録及び固定資産管理台帳について、補助金に係る金額の記載が誤っていた。(友愛会)	1 決算書の作成にあたって、金額の記載に誤りが生じないように指導しました。
	2 黒沢いこい荘の施設管理において、消防法施行規則に定められた回数消防訓練を実施していなかった。(友愛会)	2 今後、消防計画に定めるとおり実施するように指導しました。
	3 黒沢いこい荘指定管理に係る会計経理事務において、4か月間にわたり請求書が保管されていないものがあつた。(友愛会)	3 今後、市や法人の規定等で定められた期間、請求書を保管するように指導しました。